

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
越生町大字西和田字入山田七八二番三地先から同町大字西和田字川内三五七番四地先まで	越生町大字西和田字入山田七八二番三地先から同町大字西和田字川内三五七番四地先まで	区 間
五・一〇〇 四〇・四七	四・三〇〇 一二・八三	敷地の幅員 (メートル)
八〇六・五七	五二六・二七	延 長 (メートル)
旧 A は越生町に引き継ぐ		備 考